

令和6年8月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

令和6年8月8日 開会

令和6年8月8日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和6年8月8日（木曜日）午後3時00分開会

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 提案理由の概要説明
- 日程第6 議案第7号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第7 議案第8号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	佐藤哲治	2番	安井和則
3番	小野正伸	4番	武田晋
5番	小松穂積	6番	佐藤一夫
7番	関厚	10番	古谷武美
11番	堀部壽	12番	宮崎信一
13番	黒沢龍己	14番	目時重雄
15番	伊藤秀明	17番	田川政幸
18番	堀内満也	21番	齋藤多聞
22番	高橋浩人	23番	森元淑雄
24番	中村房司	25番	佐々木修

欠席議員（5名）

8番	湊	貴	信	9番	小	林	悟
16番	佐々木	文	明	19番	渡	邊	彦兵衛
20番	畠	山	菊夫				

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂	積	志	副広域連合長	鈴	木	雄大
事務局長	小	川	宏人	事務局次長 兼会計管理者	本	戸	幸治
総務課長 兼会計室長	米	谷	裕二	業務課長	石	井	中

議会担当職員出席者

議会書記	館	岡	賛	議会書記	黒	川	さやか
------	---	---	---	------	---	---	-----

午後3時00分 開会

○議長（黒沢龍己） ただいまの出席議員は20名です。

定足数に達しておりますので、これから令和6年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和6年2月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

2町の議会において、広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介します。選挙実施年月日順にお名前を申し上げますので、自席にて、ご起立くださるようお願いいたします。

小坂町議会議長の目時重雄議員、羽後町議会議長の中村房司議員、以上2名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしくようお願い申し上げます。

また、羽後町選出の阿部養助前議員の議員任期満了に伴い、1名欠員となりました議会運営委員会の委員について、地方自治法第109条第9項及び委員会条例第6条の規定による、閉会中における議長指名により、小坂町選出の目時重雄議員を選任し、本日開催されました議会運営委員会において、同じく目時議員が副委員長に就任されましたので、ご報告いたします。

日程第1 議席の指定

○議長（黒沢龍己） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、目時重雄議員は14番、中村房司議員は24番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（黒沢龍己） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、武田晋議員、佐藤一夫議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（黒沢龍己） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（黒沢龍己） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第 5 提案理由の概要説明

○議長（黒沢龍己） 日程第 5、提案理由の概要説明を行います。

議案第 7 号、東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件、及び、議案第 8 号、令和 6 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件の、各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 令和 6 年 8 月広域連合議会臨時会の開会にあたり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

後期高齢者医療を含む各医療保険制度における健康保険証につきましては、令和 6 年 1 2 月 2 日以降、新規発行を終了し、マイナンバーカードによる保険証、いわゆるマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行することとなります。このマイナ保険証は、既に医療機関等の窓口で利用されておりますが、更なる利用率の底上げのため、国では、今年 5 月から 7 月を「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と位置づけ、各種メディアを通じた広報を展開したほか、医療機関や薬局の窓口においてもマイナ保険証の利用を呼びかけるなど、関係機関が連携しながら取り組みを進めております。

当広域連合におきましても、紙として最後となる保険証の一斉更新に合わせ、マイナ保険証の利用方法を分かりやすく示したリーフレットを同封するなどしており、今後も各市町村と協力して、広報誌やホームページ等によりマイナ保険証の周知・広報を行いながら、一層の利用促進を図り、円滑に移行できるよう努めてまいります。

また、高齢者にとっては、使い慣れた紙の保険証ではなくなることなどから、各市町村と連携しながら問合せ等に丁寧に対応していくとともに、6 月に開催された全国後期高齢者医療広域連合長会議において、国に対し、被保険者・医療機関等・保険者の全てが安心してマイナンバーカードを保険証として利用できるよう要望したところであります。

さて、今議会には、単行案 1 件、予算案 1 件を提案いたしております。

はじめに、議案第 7 号「東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件」についてであります。

これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る令和 6 年度の保険料の減免措置について、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等を対象に継続実施すること、ならびに

特例減免措置の見直しに伴い、所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したことから、地方自治法の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第8号「令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件」についてであります。

今回の補正は、令和5年度の保険給付額確定により、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金の超過収入分を精算する必要があることから補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億1,504万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,540億6,890万4千円とするものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定をたまわりますようお願い申し上げます。

日程第6 議案第7号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

日程第7 議案第8号 令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

○議長（黒沢龍己） 日程第6、議案第7号、東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件、及び、日程第7、議案第8号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件の両案を、一括議題といたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第7号、東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件、及び、日程第7、議案第8号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件の両案を、一括して議題といたします。

これより議案第7号及び議案第8号に対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で、質疑を終了いたします。

これより議案第7号及び議案第8号に対する討論を行います。通告がございませんので、以上で、討論を終了いたします。

これより、順次、採決いたします。

議案第7号、東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は、承認されました。

次に、議案第8号、令和6年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（黒沢龍己） 広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可します。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切なお決定をいただき、厚くお礼申し上げます。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

閉 会

○議長（黒沢龍己） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、

このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（黒沢龍己） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

これで、令和6年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時12分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員